社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
常務理事候補者 募集案内

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

１　募集内容

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）の常務理事の候補者を募集します。

選考の結果、合格者は常務理事候補者となり、理事会及び評議員会において承認を得た場合に、常務理事に就任することとなります。（令和９年４月１日就任予定）

募集区分	職務の概要	募集人数
常務理事候補者	経営理念、経営基本方針、理事会の方針等に従い、常勤役員として理事長を補佐し、適正かつ健全な事業団経営のため、必要な業務を行います。	１名

２　求める人材のイメージ

社会福祉事業の経営に精通し、高いコンプライアンス精神及びマネジメント能力を有するとともに、法人の発展のためにリーダーシップを発揮できる人材を募集します。

３　応募日程

(1) 受付期間（郵送）
令和８年１１月１０日（火）から令和８年１２月１１日（金）まで【必着】

(2) 日　程
１次選考（書類審査）　令和８年１２月２１日（月）
２次選考（面接審査）　令和９年１月中旬予定

４　応募資格

(1) 次のいずれかの要件を満たす者とします。
① 日本国籍を有する者
② 出入国管理及び難民認定法による永住者
③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のすべての要件を満たす者とします。
① 昭和３７年４月２日から昭和４３年４月１日までに生まれた者
② 令和９年４月１日以降、事業団において、職務を遂行できる者
③ 法人等において、役員又は管理職としてのマネジメント業務の経験を５年以上有する者。社会福祉事業あるいは公的事業における経験があれば、尚可。

④　事業団の経営理念に則り、適正かつ健全な事業団運営・経営に貢献する意欲のある者

(3) 次のいずれかに該当する者は応募できません。

①　物品の製造若しくは販売若しくは事業団の事業に関連する業務の請負を業とする者で、事業団と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

②　社会福祉法第４０条第１項及び第４４条第１項に該当する者

ア　法人

イ　心身の故障のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ　ウのほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

カ　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

５　提出書類等

提出書類等は次表のとおりです。申し込みの際に①、②を郵送してください。
申込書の様式は、事業団のホームページからダウンロードすることができます。
（ホームページアドレス　http://www.saicity-j.or.jp）

①　申 込 書 （別紙様式）	・　様式の記載事項に従って記入のうえ、写真（縦４㎝×横３㎝）を必ず貼ること。
②　小 論 文	・　次の課題について、市販の400字詰め原稿用紙（Ａ４縦型、横書き）３枚に、あなたの考えを述べてください（パソコン等による印字可）。 【 課 題 】 『さいたま市社会福祉事業団の経営理念を具現化するために、常務理事としてなすべきこと』 ・　原稿用紙に課題を書く必要はありません。１行目から本文を書き始めてください。原稿用紙の右上欄外に氏名を記入してください。

※　書類不備の場合は受付できません。また、提出書類は一切返却しません。

※　応募者の個人情報については、選考試験及び選考に関する事務の目的以外には、使用しません。

６　申込方法

申し込みは、次のとおり郵送のみの受付とします。

(1) 受付期間

令和８年１１月１０日（火）から令和８年１２月１１日（金）まで【必着】

(2) 送付先

本募集案内の**10　問い合わせ・応募申込先**に同じ。

(3) 郵送方法

① 封筒の表面に「役員応募申込書在中」と朱書きし、裏面には応募者の住所、氏名を必ず記入すること。

② **5 提出書類等** の①申込書、②小論文を同封のこと。

③ 必ず、送付の記録が残る特定記録郵便により申し込んでください。普通郵便で申し込みした場合の事故については、責任を負いません。

7 選考方法等

選考区分	１次選考	２次選考（１次選考合格者のみ）
選 考 日	令和８年１２月２１日（月）	令和９年１月中旬予定
集合時刻		結果通知により、連絡します。 （午前１０時～順次）
場　　所		さいたま市大宮区土手町１－２１３－１ 大宮ふれあい福祉センター
選考内容	書 類 審 査 【申込書類及び小論文】	面 接 審 査
結果通知	令和８年１２月２４日（木）に、申し込み時にご指定いただいたE-mailにて結果通知書を送信します。合格者には受験票を併せて送信します。	令和９年２月３日（水）に、２次選考各受験者にE-mailにて結果通知書を送信します。
	※ 受験申込書に記載する連絡先E-mailは、saiyou@saicity-j.or.jpからのメールを受け取ることができるよう事前に設定してください。	

※ 選考の結果、適任者なしと判断する場合もあります。

※ 受験に必要な交通費については、各自でご負担ください。

※ 結果通知が届かない場合は、**10 問い合わせ・応募申込先** まで、電話で確認してください。

※ 障害のある方も受験できます。受験会場、受験方法等についてご相談させていただきますので、事前にお申し出ください。

8 合格から役員就任まで

(1) 合格者は、事業団の常務理事候補者として内定し、令和９年３月の理事会及び評議員会で承認を得た場合、常務理事に就任することとなります。

(2) 候補者として内定後に、次のことが明らかになった場合は内定を取り消します。

① 応募資格がないこと。

② 申込書等の記載に虚偽又は不正があること。

③ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと判断されたとき。

９　任期、報酬等

(1) 任　期

①　役員の任期は、２年間ですが、今期は、前任者の残任期間となるため、令和９年４月１日から令和９年度定時評議員会終結時までとなります。

②　理事会において、任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、さらに１期２年間、再任されることがあります。

なお、６５歳に達した日以後における最初の任期満了日をもって任期終了となります。このため、６４歳に達している場合は再任されません。

③　当該役員として能力、資質が不適格と判断された場合には、任期途中で解任されることがあります。

(2) 報酬等

事業団の規定に基づき、報酬、通勤手当及び賞与（現行２．３５月分）が支給されます。また、退職金の支給はありません。

職	報酬月額
常務理事	４６１，７００円

※令和８年１１月１日現在

※　規定の改正により、改定する場合があります。

(3) 執務時間

役員であることから勤務時間、休暇の定めはありませんが、常勤役員として基本的には職員と同様に執務していただきます。

＜参考＞　事務局職員の勤務時間
月曜日から金曜日までの週５日　午前８時３０分から午後５時１５分まで

(4) 福利厚生

健康保険・厚生年金保険加入等

(5) 勤務地

事業団事務局（さいたま市大宮区土手町１－２１３－１　ふれあい福祉センター１階）

10　問い合わせ・応募申込先

〒３３０－０８０１
さいたま市大宮区土手町１－２１３－１
さいたま市大宮ふれあい福祉センター　１階
社会福祉法人　さいたま市社会福祉事業団 事務局総務課
電話　０４８－６６９－００３３

『あなたの笑顔、みんなのしあわせ』

社会福祉法人
さいたま市社会福祉事業団